

お 知 ら せ

当社では、一部規則について、下記のとおり改定を実施させていただきます。

記

- 1 改定規則
I Cカード乗車券取扱規則に関する特約
- 2 改定日
2020年10月6日（火）初電より
- 3 改定内容
以下の新旧表のとおり改定いたします。

以 上

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」改定新旧表

現 行	改定後
「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」	「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」
2020.3.18 旅通牒甲2020第5号制定 2020.8.28 旅通牒甲2020第11号改定	2020.3.18 旅通牒甲2020第5号制定 2020.10.6 旅通牒甲2020第12号改定
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特約は、小田急電鉄株式会社（以下「当社」という）が、「ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第4条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「モバイルICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(2) 「モバイルIC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイルPASMOに付加したモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(3) 「PASMOカード」とは、株式会社パスモが発行するPASMOのうち、カード型情報記録媒体をいう。</p> <p>(4) 「携帯情報端末」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末をいう。</p> <p>(5) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMOのコールセンターをいう。</p> <p style="text-align: center;">【 後 略 】</p> <p>(契約の成立)</p> <p>第5条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、</p> <p style="text-align: center;">【 中 略 】</p> <p>3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【 後 略 】</p> <p>(使用方法)</p> <p>第6条 IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、</p> <p style="text-align: center;">【 中 略 】</p> <p>3 携帯情報端末の故障、電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により収受する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特約は、小田急電鉄株式会社（以下「当社」という）が、「ICカード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、株式会社パスモが提供するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC乗車券」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第4条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 「モバイルICSF乗車券」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(2) 「モバイルIC定期乗車券」とは、定期乗車券の機能をモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに付加したモバイルIC乗車券をいう。</p> <p>(3) 「PASMOカード」とは、株式会社パスモが発行するPASMOのうち、カード型情報記録媒体をいう</p> <p>(4) 「携帯情報端末等」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末及びApple PayのPASMOが発行された特定携帯情報端末をいう。</p> <p>(5) 「サポートセンター」とは、会員規約に定める会員を対象に株式会社パスモが開設するモバイルPASMO及びApple PayのPASMOのコールセンターをいう。</p> <p style="text-align: center;">【 後 略 】</p> <p>(契約の成立)</p> <p>第5条 モバイルIC乗車券による旅客運送の契約は、</p> <p style="text-align: center;">【 中 略 】</p> <p>3 前項にかかわらず、旅客が定期乗車券の情報が付加されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに移動させ発行替えを行ったときに、旅客と当社の間における当該定期乗車券による旅客運送契約は本特約が適用されるものとする。</p> <p style="text-align: center;">【 後 略 】</p> <p>(使用方法)</p> <p>第6条 IC規則第5条第2項の規定にかかわらず、</p> <p style="text-align: center;">【 中 略 】</p> <p>3 Apple PayのPASMOをモバイルIC乗車券として使用する場合、使用の都度、旅客は特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設</p>

第2章 発売

(モバイルIC定期乗車券等の発売)

第10条 旅客がモバイルPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、

【 中 略 】

2 モバイルPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、

【 中 略 】

3 前各項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。

【 中 略 】

8 モバイルPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。

(発行替え)

第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、

【 後 略 】

(モバイルIC定期乗車券の区間変更)

第12条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、

【 中 略 】

定を行っている場合は、これを省略することができる。

4 携帯情報端末等の故障、電池切れ等により、モバイルIC乗車券が使用できなくなった場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を収受する。

第2章 発売

(モバイルIC定期乗車券等の発売)

第10条 旅客がモバイルPASMO及びApple PayのPASMOに定期乗車券の購入を希望する場合は、

【 中 略 】

2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、

【 中 略 】

3 前各項により購入したモバイルIC定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOの画面及び会員メニューにより確認することができる。

【 中 略 】

8 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。

(モバイルPASMOの発行替え)

第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、

【 後 略 】

(Apple PayのPASMOの発行替え)

第11条の2 PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。

(1) ICバス事業者の持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO

(2) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券

(3) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたIC定期乗車券

(4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO

(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているPASMO

(6) 有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されているPASMO

(7) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないPASMO

(8) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple PayのPASMOからPASMOカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券、SF等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(モバイルIC定期乗車券の区間変更)

第12条 モバイルIC定期乗車券の区間変更を希望する場合は、

【 中 略 】

3 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。

4 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。なお、第2項による取扱いをする場合は9時から20時までとする。

第3章 効力

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第17条 携帯情報端末を紛失、故障、機種変更をした場合は、
【 後 略 】

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイルPASM0を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASM0 ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(払いもどし)

第19条 モバイルPASM0が不要となった場合は、PASM0取扱規則に関する特約の定めにより払いもどしを行う。

(モバイルIC定期乗車券の払いもどし)

第20条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASM0取扱規則に関する特約に定めるモバイルPASM0アプリ、会員メニューの操作、
【 中 略 】

4 前各項により、モバイルPASM0アプリ、会員メニューから、会員自らがモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしのための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。

5 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報(旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行

3 PASM0取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるPASM0カードの情報をモバイルPASM0及びApple PayのPASM0に発行替えを行ったのちに当該モバイルIC定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。

4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。

5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。なお、第2項による取扱いをする場合は9時から20時までとする。

第3章 効力

(紛失、故障、機種変更に伴う再発行)

第17条 携帯情報端末等を紛失、故障、機種変更をした場合は、
【 後 略 】

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入又は払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイルPASM0又はApple PayのPASM0を使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルIC乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行により、PASM0 ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(払いもどし)

第19条 モバイルPASM0及びApple PayのPASM0が不要となった場合は、PASM0取扱規則に関する特約の定めにより払いもどしを行う。

(モバイルIC定期乗車券の払いもどし)

第20条 モバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となった場合は、PASM0取扱規則に関する特約に定めるモバイルPASM0アプリ、PASM0アプリケーション、会員メニューの操作
【 中 略 】

4 第11条第2項による方法で発行替えを行ったApple PayのPASM0の払いもどしを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第1項により取扱う。ただし、当該払いもどしによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。

5 前各項により、モバイルPASM0アプリ、PASM0アプリケーション、会員メニューから、会員自らがモバイルIC定期乗車券に付加された定期乗車券機能の払いもどし操作を行う場合、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。また、サポートセンターによる払いもどし手続きを請求する場合は、旅客に代わってサポートセンター係員が払いもどしの

口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報)が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。

6 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。

7 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしは9時から20時までとする。

ための操作を行い、株式会社パスモのシステムにおいて当該処理が完了したときに、払いもどしが請求されたものとする。ただし、旅客はサービス提供時間内にいずれかの払いもどし操作を行うものとする。

6 当社は、払いもどしを請求した旅客の会員情報(旅客が指定した日本国内の金融機関の旅客名義の銀行口座等に返金を行う場合にあっては、その口座情報)が、正しく登録されている場合に限り払いもどしを行う。

7 モバイルIC乗車券により旅行を開始した場合、その旅行が終了するまで払いもどしを請求することはできない。

8 この払いもどしの取扱いは5時から23時45分までとする。ただし、サポートセンターによる払いもどしは9時から20時までとする。